

令和六年第十回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和六年五月三十一日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○知久教育長 ただいまから令和六年第十回世田谷区教育委員会定例会を開催いたします。

まず、次第の1、令和六年第九回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんでしょうか。

「〔異議なし〕の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。澁澤委員と中村委員、どうぞよろしく願います。

本日は、議案三件と事務局からの報告が十件ございます。

それでは、次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第三十四号 区議会提出議案に関する意見聴取（令和六年度

一般会計補正予算案（第一次）（教育委員会事

務局所管分）

○知久教育長 議案第三十四号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 それでは、議案第三十四号について御説明を申し上げます。

本件は、令和六年第二回世田谷区議会定例会に提出予定でございます令和六年度一般会計補正予算案（第一次）（教育委員会事務局所管分）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、区長から意見を求められましたので、御提案するものでございます。

補正予算案の内容につきましては、資料の右上、三ページ以降、世田谷区補

正予算に記載がございます。

それでは、まず歳入について、資料右上の一・二ページを御覧ください。記載の金額は区全体のもですが、このうち17繰入金の01基金繰入金の一部が教育委員会事務局分に該当いたします。区全体として三億五千五百六十三万円の増額補正のうち、教育委員会事務局分は六千七十八万円となります。

続きまして、歳出について、資料右上、一三ページを御覧ください。08教育費の補正予算額は歳入額と同じく六千七十八万円の増額となります。内容は、学校施設建設費として、池之上小学校改築工事の費用増額によるものがございます。財源につきましては、先ほどの基金繰入金の歳入増額補正によるものでございます。

以上が一般会計補正予算案（第一次）（教育委員会事務局所管分）の主な内容となっております。

詳細は、資料右上、一四ページ以降、世田谷区補正予算説明書を後ほど御覧いただければと思います。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第三十四号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第二を上程いたします。

「大野調整係長朗読」

日程第二 議案第三十五号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区学
童クラブ条例の一部を改正する条例）

○知久教育長 議案第三十五号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由
の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長 私からは、議案第三十五号、区議会提出議案に関する意
見聴取（世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例）につきまして御説明
をいたします。

本件につきましては、令和六年第二回世田谷区議会定例会に提案するに当た
りまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づ
きまして、区長から意見の求めがございましたので、御審議をお願いするもの
でございます。

今回の条例改正についてでございますが、区立池之上小学校の新校舎完成に
伴いまして、世田谷区学童クラブ条例、別表の池之上小新ＢＯＰ学童クラブの
活動場所を変更する必要があるため、世田谷区学童クラブ条例を一部改正す
るものがございます。

その改正でございますが、右上、一二ページを御覧ください。条例新旧対照
表の条例第十四条、別表、名称、活動場所の一覧表でございます。そちらのペ
ージの下から三段目、名称、池之上小新ＢＯＰ活動クラブでございますが、活
動場所を東京都世田谷区代沢二丁目四十二番十五号に改めるものございま
す。

この条例でございますが、令和六年九月二日から施行するとしてございま
す。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、
どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第三十五号について採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
次に、日程第三を上程いたします前に、議事の都合により、まず次第の4、
報告事項(9)を先に聴取しますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、報告事項の聴取に入ります。

(9)区立幼稚園の集約化に向けた区立中町幼稚園の改修工事に伴う一時移転
について、本件に関して、米倉乳幼児教育・保育支援課長より説明をお願いし
ます。

○米倉乳幼児教育・保育支援課長 それでは、報告事項(9)区立幼稚園の集約
化に向けた区立中町幼稚園の改修工事に伴う一時移転について、私より説明さ
せていただきます。

1、主旨でございますが、令和四年八月に策定した区立幼稚園集約化等計画
では、現在、八園ある区立幼稚園等を区の教育・保育全体の質の向上に取り組
む区内五地域の拠点として位置づけ、各地域一園に集約化することと、併せて
三年保育の導入や要配慮児、医療的ケア児への対応強化等、地域の拠点として
の機能充実を図ることを決めました。

この集約化等計画の当面の取組みとして、令和九年度以降に集約化を予定し
ている区立中町幼稚園と区立三島幼稚園については、集約化に合わせた機能充
実に向けて、集約先となる中町幼稚園に改修工事をを行うに当たり、園児等の安
全の確保、工事の円滑な実施のため、中町幼稚園を三島幼稚園に一時移転いた

します。

続いて、2、集約化に向けた改修工事等に伴う区立中町幼稚園の区立三島幼稚園への一時移転でございます。集約化等計画に基づき、区立中町幼稚園については、集約化に伴う要配慮児や医療的ケア児への対応の強化や三年保育の導入等に向けて、改修工事を行います。改修工事等に当たっては、居ながら工事や仮園舎の建築、近隣の閉園した幼稚園、保育所等の仮園舎としての活用なども視野に入れ、様々な手法を検討いたしました。主にハード面については、居ながら工事に伴う工期の長期化や仮園舎建設、借上げに伴うコスト負担などを踏まえ、園児等の安全や工事の円滑な実施といった点を考慮いたしました。また、集約化に向けたならし期間として、①両園の園児が同じ施設で教育、保育を受けることにより、集約化後は新しい施設環境へと変わるが、一緒に学び、遊ぶ友達や先生たちは変わらないという安心感が育めること、②新園開設に向けた保護者同士の連絡、調整が円滑化されること、③教員にとっても集約化後の園運営に向けた各種調整や移転作業がスムーズに進められることなど、ソフト面におけるメリット等も総合的に考慮して、区立中町幼稚園の改修工事等の期間中、区立中町幼稚園の機能等を区立三島幼稚園に一時移転して、合同で教育、保育を実施することといたしました。

続きまして、二ページを御覧ください。(1)移転の期間、(2)移転元・移転先の現状については、記載のとおりです。

続きまして、(3)周知・募集を御覧ください。改修工事に伴う中町幼稚園の一時移転先である三島幼稚園の保育室数は四室であるため、中町・三島両園の令和七年度、令和八年度の新規入園、四歳児募集はそれぞれクラスずつとなり、令和十年度以降は、三歳児から五歳児で、各一クラスでの運営となる予定でございます。なお、令和八年度に記載のとおり、中町幼稚園が三島幼稚園に一時移転している間は、一施設内に二つの園が合同して教育、保育を実施して

いる状態となります。

続きまして、(4)区立中町幼稚園の改修工事等の想定ですが、長寿命化改修工事に加え、記載の工事を想定しております。

三ページを御覧ください。(5)その他、②に記載のとおり、一時移転の間は両園で検討、調整して共通のカリキュラムを作成し、合同で教育・保育活動、行事等を行います。また、園児及び保護者には丁寧な説明と十分な配慮をいたします。これらを踏まえ、改修工事等に必要な予算については、令和七年度及び令和八年度予算に計上いたします。なお、集約化後の三島幼稚園跡地については、令和十年度以降に放課後児童クラブ等として活用される予定でございます。

(6)改修工事等に伴う一時移転(集約化(イメージ))を御覧ください。令和八年度の長寿命化及び機能拡充に伴う改修工事完了後、令和九年度以降に区立三島幼稚園から区立中町幼稚園へ移転し、集約化した新たな幼稚園として運営を開始いたします。

(7)区立中町幼稚園と区立三島幼稚園の位置図は、記載のとおりです。

四ページを御覧ください。(8)今後のスケジュールですが、六月の第二回区議会定例会に世田谷区立学校設置条例の一部改正を提案いたします。条例改正に関する意見聴取については、宇都宮教育総合センター長より御説明させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次第の3、議事に戻ります。

日程第三を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第三 議案第三十六号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立

学校設置条例の一部を改正する条例）

○知久教育長 議案第三十六号につきまして、宇都宮教育総合センター長より提案理由の説明をお願いします。

○宇都宮教育総合センター長 それでは、先ほどの区立幼稚園の集約化に向けた区立中町幼稚園の改修工事に伴う一時移転について引き続き、議案第三十六号、世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

本件は、令和六年第二回区議会定例会に提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に基づき区長から意見を求められたため、御審議をお願いするものでございます。

改正内容については、区立幼稚園集約化等計画に基づく集約化のための改修工事に伴い、世田谷区立中町幼稚園を世田谷区立三島幼稚園に一時移転いたします。また、世田谷区立池之上小学校の改築工事の竣工に伴いまして、仮校舎から本校舎へ移転いたします。このことにより、世田谷区立中町幼稚園と世田谷区立池之上小学校の位置を変更するというものでございます。

資料右肩に記載の四ページ目を御覧ください。こちらが規則の改め文となっております。記載のとおり、別表1及び2の部分を変更するものでございます。

改正箇所ですが、資料右肩に記載の五ページ目から、新旧対照表を御覧ください。右側が改正前、左側が改正後で、下線部が修正箇所となります。資料右肩記載の六ページ目、別表1の部における世田谷区立中町幼稚園の位置、中町四丁目三十八番二十一号を深沢五丁目十一番五号に改めます。

また、資料右肩記載の七ページ目、別表2の部における池之上小学校の位

置、北沢四丁目三十二番二十号を代沢二丁目四十二番十五号に改めます。

本条例の施行予定日でございますが、池之上小学校の位置の改正につきましては令和六年八月一日から施行いたします。また、中町幼稚園の位置の改正につきましては、世田谷区教育委員会規則で定めた日から施行いたします。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第三十六号について採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和六年第一回区議会臨時会における議案の審査結果について、本件に関して、井上教育総務課長より口頭説明をお願いします。

○井上教育総務課長 口頭での説明で恐縮でございますが、令和六年第一回区議会臨時会におけます教育に関する議案の審査結果について御報告をさせていただきます。

令和六年第一回区議会臨時会における議案につきましては、お手元の次第に記載のとおり、世田谷区立太子堂中学校温水プール改修機械設備工事（令和六年度）請負契約の一件でございますが、五月十七日に開催されました本会議におきまして可決されてございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、

どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(2)令和六年度第一回区議会定例会及び予算特別委員会における質問について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和六年度第一回区議会定例会及び予算特別委員会におけます質問について御報告をさせていただきます。

資料の1ページでございますが、1の議会日程を御覧ください。初めに、令和六年第一回区議会定例会についてでございますが、代表質問は本年二月二十日と二十一日、また、一般質問につきましては同二十一日と翌日二十二日に行われてございます。

続きまして、令和六年予算特別委員会についてでございますが、総括質疑が三月六日、文教委員会所管質疑が三月十八日、補充質疑が三月二十一日にそれぞれ行われました。

全ての質問及び答弁につきましては、区のホームページ上で閲覧が可能となります。本日、参考までに、第一回区議会定例会における代表・一般質問に関する教育（文教）領域の主な質問・答弁の要旨を資料の二ページから三ページの別紙にまとめてございます。後ほど御覧いただければと思います。

私からの報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(3) 駒沢一丁目一番地区「旧林愛作邸」の現位置保存に向けた取り組み等について、本件に関して、渡邊生涯学習課長より説明をお願いします。

○渡邊生涯学習課長 それでは、駒沢一丁目一番地区「旧林愛作邸」の現位置保存に向けた取り組み等につきまして御報告いたします。

1の主旨でございます。旧林愛作邸の保存につきましては、本年二月の教育委員会への報告後、所有者である住友不動産株式会社へ保存等を求める要望書を提出したところ、所有者から、要望内容の実現には、土地の合理的かつ健全な利用や適正な街区の形成による市街地環境の整備を図るための都市計画諸制度等の活用が必要である旨の要望がありました。都市計画諸制度等の活用に関しましては、世田谷総合支所街づくり課等と連携し、役割分担しながら鋭意検討をしていくこととしております。

2及び3につきましては、二月の教育委員会で報告した内容のため、後ほど御参照ください。

4、今後の取組みでございます。所有者からは、建築物の高さの限度や建築物の用途を定めている高度地区や用途地域の変更等、都市計画諸制度等の活用が求められておりますので、それらの必要性や可能性につきまして、周辺住民への影響を考慮しながら、土地利用における区の基本的な考え方を決定し、所有者等と協議、検討することとしております。これと併せまして、地域の町の姿や特性を生かした身近なまちづくりの方針である地域整備方針への本地区の位置づけにつきましても検討することとしております。また、旧林愛作邸の保存や活用に関しましては、周辺住民への理解を促進する取組みにつきまして、都市計画諸制度等の活用に関する検討と並行して実施することとしております。

説明は以上です。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、

どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(4)令和六年度教科書展示会の開催について、本件に関して、山本教育指導課長より説明をお願いします。

○山本教育指導課長 それでは、令和六年度教科書展示会の開催について御説明いたします。

資料、令和六年度教科書展示会の開催についてを御覧ください。まず、1、目的といたしまして、来年度から区立中学校で使用する教科書を採択するに当たり、教員や保護者、地域の皆様に教科書を閲覧していただく展示会を開催するものでございます。

次に、2、展示期間・会場等につきましては、展示期間は六月三日月曜日から六月二十九日土曜日までのおよそ一か月間の午前九時から午後五時まででございます。水曜、金曜は午後六時半まで時間を延長いたしまして、より多くの方が閲覧できるようにしております。

次に、展示会の種別について御説明いたします。教科書展示会は、①の国が定めた法定展示会と、②の教科書の採択替えの年度のみ東京都教育委員会として、①と連続する前後いずれかに実施する特別展示会がございます。この二つについては、同じ教育総合センター内の会場で続けて実施いたします。これに加えて、③の世田谷区教育委員会として実施する展示会についても、教科書の採択替えの年度のみ行っております。

展示会場は、尾山台図書館、砧図書館、代田、烏山の区民センターの四か所で行い、これにより、教育総合センターも含め、区内五地域で実施することとなります。

③の展示期間については、昨年度の小学校の教科書採択時と同様に六月実施としております。

(3)の休館日については、記載のとおりです。なお、昨年度と同等の日数を確保しております。

3の展示内容ですが、今年度、採択替えのある中学校の教科書については、原則、いずれの会場でも全教科の全ての発行者の教科書が閲覧できるように調整しております。小学校と高校の教科書については、教育総合センター内にある教科書センターのみ展示となっております。

私からの説明は以上です。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(5)令和六年度区立幼稚園・小学校・中学校の園児・児童・生徒数及び学級数等の集計結果について、本件に関して、近藤学務課長より説明をお願いします。

○近藤学務課長 それでは、私からは、令和六年度区立幼稚園・小学校・中学校の園児・児童・生徒数及び学級数等について、五月一日現在の集計がまとまりましたので、御報告させていただきます。

御報告する数値につきましては、文部科学省が毎年実施している学校基本調査に回答しているものと同じ内容になります。学校基本調査は、統計法の規定に基づく指定統計で、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基本資料を得ることを目的としておりまして、幼稚園から大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校まで、全国全ての国公私立学校を対象として実施されて

いるものがございます。毎年五月一日を基準日とし、学校数、在学者数、卒業後の進路状況等を調査しております。

世田谷区における主要な数値につきまして説明をさせていただきます。資料の1、園児・児童・生徒数及び学級数でございます。(1)小学校につきましては、一番右の合計欄を見ていただきますと、令和六年度は合計で千二百九十四学級、児童数は三万七千八百七十人となっております。令和四年度までは児童数は増加しておりましたが、昨年度、令和五年度より減少に転じ、令和六年度につきましても減少しており、昨年度と比較して四百三十二人の減少となっております。これは全区的な児童年齢の動向と同様ということになっております。また、学級数は十八学級増加しておりますが、これは令和六年度から小学校第五学年の三十五人学級が実施されたこと及び特別支援学級、固定学級の増が要因となっております。

(2)中学校でございますが、同じく一番右の合計欄を見ていただきますと、令和六年度は合計三百七十七学級、生徒数は一万一千七百四十九人となっております。生徒数は昨年度まで増加しておりましたが、令和六年度は減少に転じ、昨年度と比較して百五十人の減少となっております。なお、学級数につきましては、大きな変動はございませんでした。

続きまして、二ページを御覧ください。(3)については、幼稚園の学級数、園児数となっております。今年度は、表の右下ですが、八園合計で、十八学級、二百八十二人となっております。

次に、三ページを御覧ください。2、区立小・中学校卒業生進路状況についてでございます。(1)小学校卒業生進路状況ですが、令和五年度卒業生数の内訳としましては、区立中学校へ五六・八%、私立中学校へ三六・八%、国立の中学校へ〇・八%の方がそれぞれ進学しております。この間の傾向といたしましては、私立への進学者は増加しており、区立への進学は、人数の増減はある

ものの、卒業生数に占める割合は減少しております。

(2) 中学校卒業生進路状況も、私立への進学者数が増加し、公立の占める割合が減少している傾向は小学校と同じですが、いわゆる全日制以外への進学が増加しており、進学の方の多様化が進んでおります。

続いて、四ページを御覧ください。3の学校別学級数・児童・生徒数一覧でございます。小学校は四ページ、中学校は五ページにそれぞれ記載しているとおりでございます。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(6) 新BOP学童クラブにおける新たな登退所管理システムの導入について、本件に関して、加野地域学校連携課長より説明をお願いします。

○加野地域学校連携課長 それでは、新BOP学童クラブにおける新たな登退所管理システムの導入について御報告いたします。

1、主旨でございます。新BOP学童クラブでは、職員が児童と関わる時間の創出及び保護者の利便性の向上を目的に、令和三年度から児童の登退所を管理するシステムを導入しております。現行システムの導入以来、日々の業務の効率化等により新BOP学童クラブの運営の質は向上しております。一方で、経費の問題や区立小学校で使用するシステムとの統合や情報連携の課題や、前回に比べ新たなシステムも多くあることから、これらを踏まえ、新BOP学童クラブで使用するシステムについて、より一層、職員が児童と関わる時間を創出することに主眼を置き、現行システムのリース機器の契約更新時期である令

和七年度から新たな登退所管理システムを導入する準備を進めるものでございます。

2、現行システムの概要です。導入の経緯です。令和二年九月に公募型プロポーザルでシステム構築及び運用事業者を決定し、令和三年七月から先行導入、令和四年四月から全六十一校の新BOP学童クラブで導入をしております。

(2)主な機能です。新BOP学童クラブの登退所時に児童の登退所時刻が記録されるとともに、保護者宛てにメールが届きます。新BOP学童クラブでは、保護者が事前に登録した情報を含めたシステムの情報を基に、児童を帰宅させたり、実際の出欠席の状況が違う場合には電話で保護者に確認をするなど、主に児童の登退所の管理を行います。また、児童課において、このシステムのデータを基に利用率の集計を行ったり、保護者全員への周知事項を一斉メールで配信する等を行っております。

二ページを御覧ください。(3)現行システムの予算額です。令和六年度の現行システムに関する予算は約四千百九十四万円でございます。

3、新システム導入に向けての整理です。先ほどの課題に対し、子ども・若者部と教育委員会事務局で協議を行い、システム事業者にも確認の上、以下のとおり整理をいたしました。

まず、(1)システムの統合についてです。区立小学校で導入している学校緊急連絡情報配信サービスシステム(すぐる)や統合型校務支援システムは、いずれも放課後児童健全育成事業を目的として開発されたものではなく、児童の登退所管理機能など、学童クラブ運営に必要な機能を備えていないことから、システムの統合は困難と考えています。また、これらの区立小学校のシステムは、複数の自治体等がシステム環境を共用する仕組みとなっており、必要な機能を付与するための区独自の改修を行うことができません。

(2)システム間の情報連携については、小学校や新BOPでの児童同士のトラブルや児童の家庭における要配慮事項など、両者での連携が必要なケースは、日頃から小学校と新BOP間で対面による情報共有を行っていることから、児童の欠席情報など、システムで一律の共有が想定される個人情報について、新たな事務負担をかけて行うメリットや必要性は少ないと考えております。

(3)「子ども見守り」アプリとの関係性については、一部の小学校では、児童の登下校メール等が送られる「子ども見守り」アプリは、PTA等が導入し、希望者が契約を行うことで活用されていますが、この利用は全体で三割弱となっております。各家庭では、それぞれの状況に合った子どもへの見守りを行っていることに加え、各学校においても児童・生徒の安全の確保等を行っていることから、登下校の見守りは各学校と各家庭に応じた形で実施することが現段階では最適と考えております。今後、地域の安全の在り方や学校の登下校における関わり方等、社会の変化も踏まえながら、登下校時の見守りについてどのような形が最適であるか検討してまいります。

こうした理由から、今回の見直しに当たっては、区立小学校と新BOP間でシステムの統合や情報連携は行わず、新BOPの運営にとって最適な放課後児童健全育成事業に特化したシステムを選定することで、システムの機能をさらに向上、拡充し、システム導入の本来目的である職員が児童と関わる時間の創出及び保護者の利便性の向上をより一層推進してまいります。

三ページ冒頭に各システムの主な機能の比較表を掲載しておりますので、参考として、後ほど御覧ください。

4、新システム導入の視点です。新システムの導入に当たっては、次の点を主な視点として、公募型プロポーザルにより選定いたします。

まず、(1)職員が児童と関わる時間の創出及び保護者の利便性向上です。現

在のシステム機能の向上から、紙の連絡帳の電子化やブラウザからアプリへの変更など、事務環境に加え、保護者の利便性が向上するシステムを選定してまいります。新システムに求める機能の例及び現行システムの状況は、表に記載のとおりです。

また、(2)経費削減です。こちらにつきましても、利用する機関が増えることに伴い機能も向上しているため、区の現行システムと同等以上の機能を有しながら、より低廉な経費で導入可能と見られるシステムがあることから、システム入替えに際しては、経費を現行システムの半額程度を目標に削減してまいります。

(3)安定的なシステム運用です。現行システムより安定した運用を実現できるように、障害予防、対策に優れたシステム事業者を選定してまいります。

5、今後のスケジュールは記載のとおりです。六月以降、プロポーザルによる選定を行い、令和七年四月から新システムの本格運用を開始する予定でございます。

説明は以上です。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(7)世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想（案）について、本件に関して、竹内教育相談課長より説明をお願いいたします。

○竹内教育相談課長 それでは、世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想（案）について御報告申し上げます。

この間、学びの多様化学校等基本構想策定委員会において構想（案）について

て御報告をいただきました。その内容につきまして四月の本委員会においても御説明申し上げたところでございますが、この間の質疑を踏まえまして、教育委員会としての学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想（案）を取りまとめましたので、御報告するものでございます。

2の世田谷区立学びの多様化学校等基本構想（案）につきましては、基本構想等策定委員会より提言いただきました案をそのまま踏襲させていただきました。内容等については前回御報告したとおりでございますので、本日は割愛をさせていただきます。

二ページにお進みいただきまして、3、世田谷区立学びの多様化学校等基本構想を踏まえた全体構想についてでございます。こちらにつきましては、北沢小学校跡地を具体的な候補地として検討していく場合について、全体構想というところでございます。

まず、学びの多様化学校（学校型）の設置ということで、一条校を設置する、そのことを基本としつつ、ほっとスクールの設置ということで、ほっとスクールの場合については学籍を動かさず、居場所として運営をしていくということで、学籍を変更する特例校と、ほっとスクールを併せて運営をしていくということを考えております。そして、子どもたちの健やかな成長を支える図書のある居場所の設置、あるいは子どもの遊び場の確保ということで、両方とも地域の皆さん方、特に地域のお子さん方と特例校の生徒たちが同じ場所を共有するような空間をつくっていくということ、そして、地域も利用できる場所の確保ということで、体育館や校庭等について、可能な範囲で地域の利用を認めていく、こういうことを基本的なコンセプトとしております。このことによって、この特例校は閉ざされた特別な学校ということではなくて、地域の皆さんに支えていただきながら、地域に開かれた学校として運営していくことを想定しているところでございます。

4の基本計画策定委員会の設置についてでございます。今後、この構想を具体的に学校を運営していくための基本計画を策定してまいります。この策定委員会で協議していくべき事項としまして、記載のとおり、学びの多様化学校の学校運営に必要な体制と配置、先生方の体制等であるとか、多様化学校の配置、レイアウト、特色ある教育活動を進めるための備品等、そして、先ほど申し上げたほつとスクールと多様化学校との関係性をどのようにしていくのかということ、また、学びの多様化学校への入校プロセス、希望の受付の仕方、選考の仕方等について、そして、校名、校歌、校旗等、学校において決定する基本的なことの決定方法について、そして、教育課程についてといったことで、今回、この基本計画の策定委員会においては、教育内容、教育課程といった教育の専門的な内容について検討していくということを想定しているところでございます。

5、当面の主なスケジュールでございますが、この基本構想案を決定いただいた後、七、八月には区民意見募集ということで、基本構想についての区民の皆さんの意見を募集いたします。そして、十一月には教育委員会に基本計画について御報告をしまして、十二月に決定をしていくというスケジュールを考えてございます。令和七年度中、ほつとスクールの開設、令和八年四月、学びの多様化学校、本校の開校という形で計画をしているところでございます。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(8)令和五年度オンラインを活用した不登校児童・生徒への支援事業に係る

報告について、本件に関して、竹内教育相談課長より説明をお願いします。

○竹内教育相談課長 令和五年度オンラインを活用した不登校児童・生徒への支援事業に係る報告についてでございます。

1、主旨でございます。昨年六月から表記の事業、「ほっとルームせたがY ah!」として、オンラインを活用して開始いたしました。一年目の取組の状況を取りまとめましたので、御報告するものでございます。

2の支援内容でございます。支援プログラムの内容でございますが、表に記載のとおり、学習支援、居場所支援、体験プログラムの提供、個別学習支援、保護者支援という形で、複数の方が同時に参加するものから個別のものまで、二種類ございますけれども、こういう形で開設をしております。

(2)各室の役割と内容でございます。これは会議システムのZOOMを利用いたしましたして、ZOOMのブレイクアウトルームという形で、一旦入って、各部屋に分かれていくような形の運用なのでございますけれども、各部屋の役割と内容でございますが、①スタディルームが中心となります。学習支援でございます。小学校四年生から中学校三年生の動画授業で、大体二回、同じ動画が週のプログラムの中で公開されるのですが、これを自由に閲覧、視聴するということなんです。②ホームルームというのは自己管理で、はじまりとおわりの会でございます。③イベントルームというのは、全学年共通の何か興味を持てるようなプログラムという形で視聴できるものを公開しております。④リラクスルーム（居場所作り）ということで、スタッフと児童・生徒がチャットを通して会話をするという場所でございます。

二ページにお進みいただきまして、⑤マンツーマンルームは、一番最初のスタディールームと対をなしているのでございますが、補習をやる場所という形で、三十分ごとの予約制なのですけれども、児童・生徒が一回視聴してよく分からなかったところですか、そういったことについてスタッフに確認をして

いく場所でございます。

(3) 事業開設日数でございますが、週三日、月、水、金、原則として十一時から三時ということで開設をいたしました。休みの期間は休業いたしましたので、年間の開設日数は百七日でございます。

(4) 説明会の開催ということでは、開始に当たりまして、希望する児童・生徒に対してオンラインでの事業内容説明、また、オンラインの環境について理解していただく機会を設けました。そして、利用体験をやっていたというところでございます。

(5) 事業に参加した児童・生徒の出席扱いについて、学期ごとに教育相談課から在籍学校長宛てに出席日数等を報告いたしまして、該当児童・生徒について出席扱いとするよう依頼をしているところでございます。

3、事業実施状況以降でございますけれども、具体的にどのような状況だったかということについて、グラフを用いて御説明を申し上げます。二百三十八人の方から参加をしたいという形の申込みをいただき、実際、体験をしていただきました。利用者の申込み時期としては、一学期、最初からという方が四〇%、その後、二学期、三学期からの方はグラフに記載のとおりです。

三ページにお進みいただきまして、利用者の学年分布でございますけれども、だんだん学年が上がるにしたがって増えていく、おおむねそういう傾向でございます。

(2) 児童・生徒の出席状況でございますが、教育相談課から各学校に報告した各出席日数の総計で三千六百六十七日ということで、百七日のうち七十日以上参加した児童・生徒が十人いらっしゃった一方、平均としては十日強になるわけで、一、二回の参加にとどまった、あるいは、申込みはしたけれども実際に参加することはなかったという方が非常に多くいらっしゃったというのが実態でございます。参加した部屋としては、スタディールーム、動画の視聴で教

材を学ぶというのが一番多かったところでございます。

四ページにお進みいただきました。マンツーマンルームという補習を行う、こちらは個別学習でございますので、スタディールームと対をなして、学習の定着にとって重要な機能なわけでございますけれども、こちらもやはり中学生の利用が多かったところでございます。月が進むにしたがって利用が徐々に増えてきたところでございまして、これは中学生なので、視聴で学習についていけなくなつて増えているのかというところはちよつと心配だと思つたのですが、一応その参加についての状況を確認しましたが、やはりそういう問題というよりも、動画を見て、補修をするというマンツーマンルームの視聴の仕方に慣れてきて、積極的に利用するような生徒が増えてきたことによつて増えてきているというのが聞き取りによつて確認できているところでございます。

(4)参加促進のための取組みとして、イベントルームということで、どなたでも参加して、ここを視聴できるのだよということを理解してもらうためにやっているイベントでございますが、記載のような取組を行い、合計で百六十人の参加をいただいたところでございます。こちらの体験プログラムは、こういうイベントの性格上、小学生の参加が結構多かったところでございます。

六ページのところにアンケートを記載させていただいております。児童・生徒の声の中では、オンラインによつて割とリラックスするといいますが、参加がしやすかったという反応があったり、保護者のほうでは、特に下から三つ目のところで、オンラインに参加してから、少しですが人との関わりを取り戻すことができているという大変ありがたい言葉をいただいておりますけれども、このアンケートにつきましては、特に先ほど最初のほうで話した参加が多かった方から多くの意見をいただいたところで、そういった方々から大変助かった、よかったというようなお声をいただいたところでございます。

4の今後の取組みでございます。特に最初のほうで御説明したとおり、一、

二回の参加にとどまっている方が多いので、やはり三割、四割、五割以上参加していただくように、一度入った方が繰り返し見ていただくような形に広げていくのにどうしたらいいかということで、参加の勧奨をするようなメール等について工夫をしていこうと検討しているところでございます。

また、動作の環境ですが、今までZOOMを利用してきているわけですが、ZOOMはもともとが会議システムなので、どうしてもちよつと堅苦しさがあったので、六月からメタバースという形で、実際、博物館等でよくありますインターネット上の仮想の空間の中で、部屋を行き来するような形で、自分の顔が出るわけではなく、アバターがいろいろな部屋に入っていくような感じにすることによって参加しやすくしようではないかという取組をこの六月からやってみていく予定でございます。また、周知についても工夫をして、より参加を広げてもらいたいというところでございます。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(10)各課行事予定について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和六年六月の各課行事予定について御報告させていただきます。

教育委員会定例会の予定でございますけれども、六月十四日に第十一回教育委員会定例会、また、同二十八日に第十二回教育委員会定例会を予定してございます。

次ページ以降に各課の詳細な行事予定表をおつけしてございますので、後ほど御確認いただければと思います。

私からは以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 では、(11)その他の連絡事項等はございませんか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 本日は、資料配付が一件ございますので、御覧になっておいてください。

次回の教育委員会は、六月十四日金曜日午前十時から、教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和六年第十回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時四十九分閉会